

事業計画変更時の取り扱い

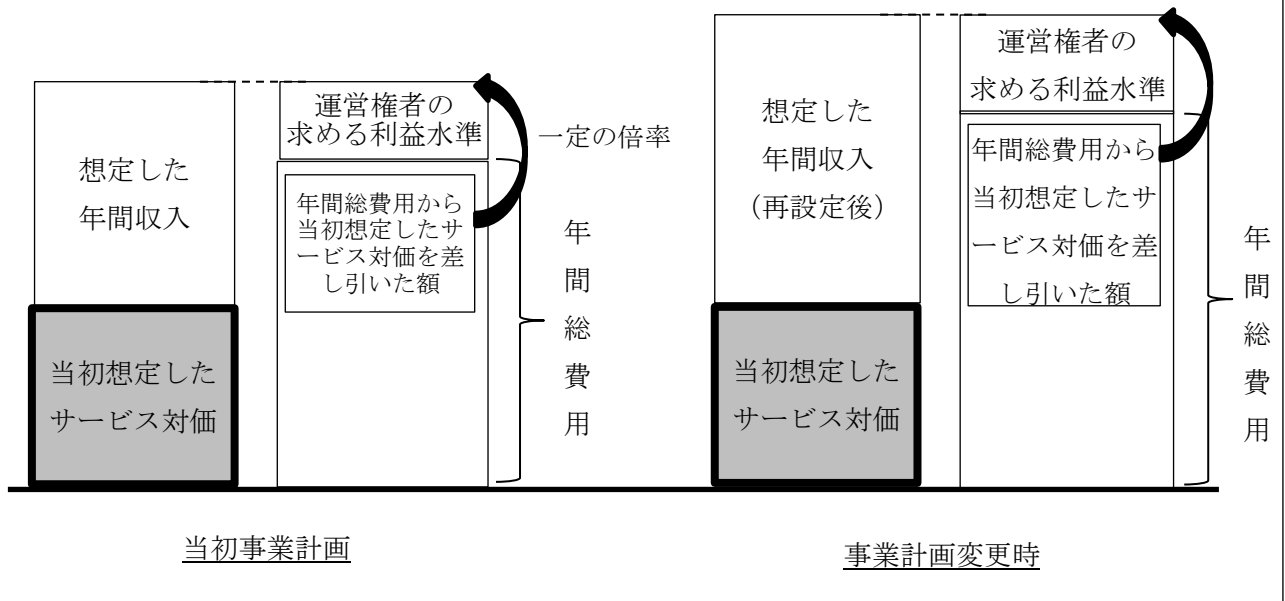
事業期間中に、機構と運営権者たる PFI 事業者との協議及び合意により、事業計画の変更（事業の拡大もしくは事業の縮小）を行うことができるものとする。

(1) 事業計画の変更を行う場合における想定年間収入の取り扱い

当初事業計画時における「想定した年間収入」は、年間総費用から当初想定したサービス対価を差し引いた金額に対して、「一定の倍率」を乗じた金額として表すことができる。

事業計画変更時は、当該「一定の倍率」を維持することを前提とした上で、「想定した年間収入」を再設定する。

【事業計画の変更が行われた場合（事業の拡大が行われるケース）】



(2) 想定年間収入の再設定後における実際の年間収入に応じたサービス対価の調整

① 実際の年間収入が想定した年間収入を超過した場合

超過額の算定基準となる「想定した年間収入」は再設定後のものとする。

② 実際の年間収入が想定した年間収入を下回った場合

追加給付額の算定基準となる「想定した年間収入」についても、再設定後のものとする。なお、この場合「iii 機構が定める上限額」については変更しないものとする。